

# 船舶事故調査報告書

令和2年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | 乗揚  |
| 発生日時                             | 令和2年3月18日 09時40分ごろ  |
| 発生場所                             | 沖縄県糸満市糸満漁港港口付近<br>喜屋武埼灯台から真方位334° 2.9海里付近<br>(概位 北緯26° 07.4′ 東経127° 38.8′)  |
| 事故の概要                            | 漁船第十八新徳丸は、航行中、干出浜（さんご礁）に乗り揚げた。  |
| 事故調査の経過                          | 令和2年3月19日、主管調査官（那覇事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 第十八新徳丸、12トン<br>MZ2-3136（漁船登録番号）、個人所有<br>第295-37129号（船舶検査済票の番号）   |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、一級小型・特殊・特定   |
| 負傷者                              | なし  |
| 損傷                               | 船底キールに擦過傷   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 曇り、風向 南東、平均風速 約3.1～4.4m/s、<br>視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期   |
| 事故の経過                            | 本船は、船長が1人で乗り組み、引き縄漁の目的で、糸満漁港を出港し、同港西水路を西南西進中、船長が、操舵から離れて料理を作る準備を始め、ガスコンロの火のつきが悪いので手で扇いだりしていたところ、さんご礁に乗り揚げた。<br>船長は、GPSプロッターを作動させていたが、GPSプロッター画面で船位や水深の確認を行っていなかった。<br>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。 |
| 分析                               | 本船は、西南西進中、船長が、操舵から離れて料理の準備をしながら航行を続けたことから、さんご礁に向けて航行し、さんご礁に乗り揚げたものと推定される。   |
| 原因                               | 本事故は、本船が西南西進中、船長が、操舵から離れて航行を続けたため、さんご礁に向けて航行し、さんご礁に乗り揚げたものと推定される。   |
| 再発防止策                            | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。<br>・さんご礁が点在する水路を航行する際、目視による見張りを行い、他の作業は行わずに操船に専念し、GPSプロッター画面で船位や水深を確認すること。   |